

届け出・手続き・相談

届け出・手続き

戸籍・住民登録・印鑑登録など

[ページID]15771

問 町民窓口課 総合窓口担当

▶戸籍に関する届け出 [ページID]16498

婚姻、養子縁組、協議による離婚・養子離縁・認知については、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどによる本人確認を行なっています。戸籍の届け出は、開庁時間以外でもお預かりできます。詳しくは町民窓口課へ。

名称	届け出期間	届け出義務者(届け出者)	届け出先	必要なもの
出生届	生まれた日を含め 14日以内	父母、同居人、 出産に立ち会った 医師、助産師の順	出産をした市区町 村、本籍地または 届け出人の住所地 の市区町村	●届書(出生証明書は病院などで発行) ●母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った 日から7日以内	死亡者の親族または 同居者、家主、地主、 家屋・土地管理人、 後見人など	死亡した市区町村、 死亡者の本籍地または 届け出人の住所地 の市区町村	●届書(死亡診断書は病院などで発行)
婚姻届	届け出の日から 法律上の効力が発生	夫・妻	夫または妻の本籍 地または住所地の 市区町村	●届書(証人2人の署名があるもの) ●戸籍謄本(本籍が寒川町にない場合)
離婚届	協議離婚は届け出 の日から法律上の 効力が発生。裁判 離婚は成立・確定の 日から10日以内	夫・妻(裁判離婚は 原則申し立てをし た人)	夫婦の本籍地または 住所地の市区町村	●届書(協議離婚は証人2人の署名がある もの) ●戸籍謄本(本籍が寒川町にない場合) ※裁判離婚の場合は、調停調書・審判書・ 確定証明書など裁判所で出された書類。
転籍届	届け出の日から 法律上の効力が発生	戸籍の筆頭者およ びその配偶者	転籍者の本籍地ま たは届け出人の住 所地、転籍地の市 区町村	●届書 ●戸籍謄本(寒川町内での転籍を除く)

※養子縁組届、養子離縁届、入籍届などについては町民窓口課へお問い合わせください。

※ご家族が亡くなられた際のお手続きについてはP.51おくやみコーナーを参照してください。

▶記念広報誌(申込制) [ページID]15068

問 広報戦略課 広報プロモーション担当

婚姻届・パートナーシップ宣誓書を寒川町に提出したお二人のお気に入りの写真を、広報誌の表紙に配した「オンライン記念広報誌」をフォトフレームとともに祝いとしてお渡ししています。



▶パートナーシップ宣誓制度 [ページID]14539

問 町民窓口課 相談・人権担当

性的マイノリティをはじめとするさまざまな事情で婚姻の届け出をせず、あるいはできずに悩みや生きづらさを抱えている町民のための制度です。

事前予約制。宣誓の条件・方法、必要書類など詳細は町ホームページをご確認ください。

広告

不動産 MAP3図 B-4

寒川町の賃貸なら
株式会社菊池不動産 駅前支店

親切丁寧をモットーに寒川で30年以上のキャリアを持った会社です。不動産に関するご相談はお気軽に問い合わせ下さい。

■寒川町倉見3793-6 ■TEL:0467-74-3312 ■FAX:0467-74-0104
■営業時間：10:00～18:00 ■定休日：日、祝
神奈川県知事免許(12)第963号



▶住所の異動などに関する届け出 [ページID]16497

世帯で次の異動がある場合は、必ず町民窓口課に届け出してください。届け出義務者は世帯主または本人です。届け出には運転免許証、マイナンバーカードなど届け出人の本人確認書類が必要です。

届け出の種類	届け出の期間	主に必要なもの
転入届 寒川町に引っ越してきたとき	引っ越ししてきた日から14日以内	●前住所の市区町村で発行した転出証明書(マイナンバーカード等での特例転出を行なっている場合は不要) ●国民年金手帳または基礎年金番号通知書(該当者のみ) ●住民基本台帳カード(お持ちの場合)※ ●マイナンバーカード(お持ちの場合)※
転出届 町外に引っ越しすとき	引っ越しす日から前後14日以内	●印鑑登録証(印鑑登録をしている場合) ●国民健康保険証(加入者がいる場合) ●後期高齢者医療保険証など(対象者がいる場合)
転居届 町内で引っ越ししたとき	引っ越しした日から14日以内	●国民健康保険証(加入者がいる場合) ●住民基本台帳カード(お持ちの場合)※ ●マイナンバーカード(お持ちの場合)※
世帯主変更届 世帯主が変わったときや、世帯を合併・分離したときなど	変更のあったとき	●国民健康保険証(加入者がいる場合)

※各カード交付時に設定した暗証番号の入力が必要です。

▶印鑑登録 [ページID]16496

対象 寒川町に住民登録のある15歳以上で、意思能力を有する者(外国籍の人の印鑑登録については、町民窓口課へお問い合わせください)

持ち物

- 登録する印鑑(同居の家族が登録していないもの)
- 官公署、会社または学校が発行した写真付き身分証明書(写真と台紙にプレスか割印で証印されているものまたは写真に特殊加工が施されているもので、発行者の公印または代表者の印があり、町が適当であると認めたもの)

※身分証明書は有効期限内のものに限ります。

登録できない印鑑

- 住民票に記載されている登録申請者の氏名または氏と名のいずれも表していないもの
- ゴム印など印材が変形しやすいもの(インキ浸透印、スタンプ印も不可)
- 印影が8mm四方より小さいものまたは25mm四方より大きいもの

※その他にも登録できない印鑑があります。

■写真付き身分証明書を持っていない人は、次のいずれかの手続きが必要です

保証人をつける手続き

保証人に印鑑登録申請書保証人記入欄の記入と登録印の押印をお願いしてください。保証人が寒川町以外で印鑑登録している場合は、印鑑登録証明書(発行から30日以内)もあわせて提出してください。

文書照会をする手続き

登録者確認のため、印鑑登録申請後に照会書を、住民票に記載されている住所へ転送不要にて送付します。同封の回答書に必要事項を記入し、登録する印鑑を押印し、期日までに回答書と登録する印鑑を町民窓口課へお持ちください。

※いずれも健康保険証などの本人確認書類が必要です。

■本人が登録の申請ができない場合

本人による直接申請が原則ですが、やむを得ない場合にのみ代理人による登録を認めています。代理人による登録は、登録申請者が作成した委任状と保証人が必要です。郵送による申請はできません。申請があつてから文書照会をしますので、登録まで日数が必要です。

■印鑑登録証明書が必要なときは

印鑑を登録すると印鑑登録証が交付されます。印鑑登録

広告

鍛金・溶接・塗装 MAP4図 A-5

おかげさまで70周年
株式会社 協伸製作所

特装車の車体や輸送用パレットの製作を行っています。
随時求人募集中です!!

■寒川町一之宮5-17-6 ■TEL:0467-75-1189 ■FAX:0467-73-5023
■URL: http://www.kyoshin.com/

行政書士 MAP5図 D-2

行政書士・2級FP技能士
中村行政書士事務所

各種許可申請・身近なトラブルのご相談はお気軽に当事務所へ

■寒川町大曲1-17-18 ■TEL:0467-75-8534 ■FAX:0467-73-5023
■E-mail:motohiro527@hotmail.com



証明書を請求するには印鑑登録証の提示が必要です。印鑑登録証がないと登録した印鑑を持参しても交付できませんのでご注意ください。

交付手数料 1通につき300円、再登録手数料300円

■印鑑登録の廃止申請

次の場合は、印鑑登録の廃止申請が必要です。

●登録している印鑑もしくは印鑑登録証を紛失したとき

●登録している印鑑を改印するとき

●印鑑登録が不要になったとき

持ち物

●運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの本人確認書類(代理人が申請する場合は委任状など)

▶戸籍謄本・抄本、住民票の写し

[ページID] 16495

交付申請の際に、運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど公的機関が発行した写真付きのもの1点または健康保険証・年金手帳・顔写真付きの社員証など2点を提示していただき窓口に来た人の本人確認を行います。また代理による請求は委任状が必要です。

■戸籍・除籍、改製原戸籍謄本・抄本

戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)または改製原戸籍・除籍の謄本は戸籍簿に載っている全員の内容を写したもので、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)は必要な人の内容を写したものであります。

交付手数料

●戸籍謄本・戸籍抄本 1通につき450円

●改製原戸籍・除籍 1通につき750円

■住民票の写し

住民票は、住民登録をしている人の住所・氏名・生年月日・本籍・性別・住民となった年月日・世帯主との続柄などを記載したものです。原則、続柄や本籍、筆頭者、住民票コード、個人番号の記載を省略していますが、記載が必要なときは窓口でその旨をお伝えください。

交付手数料 1通につき300円

▶マイナンバーカード [ページID] 16499

公的な証明として使えるカードです。有効期間は発行日から10回目の誕生日まで、18歳未満は発行日から5回目の誕生日までです。コンビニエンスストア等のマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できます。

▶電子証明書(公的個人認証)

マイナンバーカードを利用し、e-Taxを使用する場合等

に必要な証明です。ICチップに格納されるため、事前にマイナンバーカードの発行が必要です。有効期間は発行から5回目の誕生日までです。

※住民基本台帳カードによる電子証明書の新規・更新手続きは終了しています。

▶自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)

[ページID] 2743

車検の有効期限が切れている自動車を検査のために移動させるなど特定の目的で使用する場合に、臨時で運行できるようにする制度です。申請には、自動車損害賠償責任保険(共済)の保険期間が臨時運行の許可期間を満たしていないければなりません。代理による申請はできません。

必要なもの

- 有効期限が切れている車検証
- 自動車損害賠償責任保険証明書の原本

手数料 1件750円

▶住宅用家屋証明

租税特別措置法施行令第41条各号等および第42条第1項に基づく住宅用家屋証明です。登記の際、この証明を添付することにより、登録免許税が軽減される場合があります。必要な書類については、お問い合わせください。

手数料 1件1,300円

パスポートの申請・受取

[ページID] 1584 関 湘南パスポートセンター
(藤沢市辻堂神台2-2-1アイクロス湘南3階) ☎ 0466(31)2300

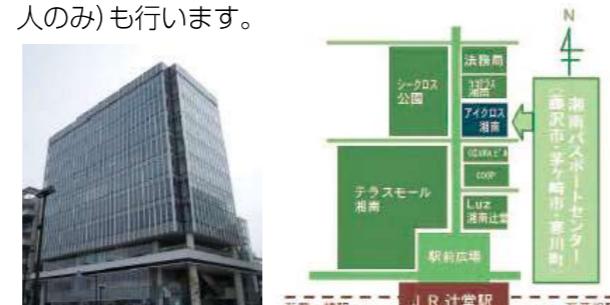
■受付時間

申請 平日 午前9時～午後4時45分

受取 平日・日曜日 午前9時～午後4時45分

■休業日

土曜日、祝日(日曜日と重なった祝日は開所)、年末年始※新規申請などに必要な戸籍証明書の交付(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に本籍があり、かつ、住民登録をしている人のみ)も行います。



国民健康保険

[ページID] 965

問 保険年金課 国保・高齢者医療担当

他の健康保険(健康保険組合や共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人は国民健康保険に加入します。

▶こんなときは必ず14日以内に届け出を

	事例	届け出に必要なもの
加 入	寒川町へ転入したとき	転出証明書※1
	他の健康保険を脱退したとき	資格喪失証明書、退職証明書、離職票のいずれか※2
	子どもが生まれたとき	出生届※1
	生活保護の資格を喪失したとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
脱 退	寒川町から転出するとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	保険証、加入した他の健康保険の保険証
	生活保護に認定されたとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	保険証を破損または紛失したとき	身分を証明する書類※3
	就学のため別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	限度額適用認定証が必要なとき	保険証
	会社の都合で離職されたとき	雇用保険受給資格者証
	保険料を口座引き落として納めたいとき	預貯金通帳、通帳印

※1 町民窓口課へ提出。

※2 加入者全員の情報の記載が必要になります。

※3 顔写真付きのものは1点 顔写真付でないものは2点以上ご用意ください。

▶国民健康保険で受けられる主な給付

制度	事例	給付内容
高額療養費	1カ月に支払った自己負担額が高額になったとき	限度額を超えた分を高額療養費として払い戻します。
入院時食事療養費 生活療養費	入院して食事代を負担したとき	自己負担額は1食460円で1日3食までです。非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により減額されます。
出産育児一時金	加入者が子どもを出産するとき	出産に係る費用として42万円が支給されます。保険者が医療機関に直接支払う直接支払制度もあります。
葬祭費	加入者が死亡したとき	加入者が死亡したときは葬儀を行った人に5万円を支給します。
療養費	補装具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージを受けたとき	かかった費用の一部を療養費として払い戻します。
特定疾病療養費	人工透析が必要な慢性腎不全などの特定疾患をり患しているとき	特定疾病療養受療証の提示により自己負担額が安くなります。

※申請方法や、制度の詳しい内容につきましては町ホームページをご参照ください。

※国民健康保険の一部の手続きは電子申請することができます。利用可能な手続き、方法についてはホームページをご参考ください。 [ページID] 16975

後期高齢者医療制度

[ページID]865

問 保険年金課 国保・高齢者医療担当

県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営を行い、町は保険料の徴収・保険証の再発行・各種申請の受け付けなどを行なっています。

▶後期高齢者医療制度に加入する人

75歳以上の人、65～74歳で一定の障がいがあることにより広域連合の認定を受けた人は、これまで加入していた健保険から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

保険料は被保険者一人ひとりの所得により算定され、特別徴収(年金天引き)または普通徴収(納付書または口座振替)により納めいただきます。

▶こんなときは届け出を

事例		届け出に必要なもの	
加入	県外から転入したとき	後期高齢者医療負担区分等証明書など	<ul style="list-style-type: none">●届出人の本人確認できるもの(免許証、パスポートなど)※顔写真がついていないものは、その他に本人確認できるもの1点が必要です。●マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード等)
	65～74歳の一定の障がいがある人が認定を受けるとき	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、健康保険証	
	生活保護の資格を喪失したとき	保護廃止決定通知	
脱退	転出するとき	保険証	
	障がい認定を受けていた人が認定の撤回となつたときまたは社会保険に加入したとき	保険証	
	生活保護に認定されたとき	保険証、保護開始決定通知	
	死亡したとき	保険証、印鑑、領収書や会葬礼状などの葬祭を行なつたことが確認できるもの、通帳など口座情報がわかるもの	
その他	住所が変わったとき	保険証	
	氏名が変わったとき	保険証	
	保険証を紛失したとき	本人確認書類(本人以外の人が申請する場合は、お問い合わせください)、印鑑	
	保険料を口座引き落としで納めたいとき	保険証、預貯金通帳、通帳印	

▶後期高齢者医療保険で受けられる主な給付

事例		給付
病気やけがで診療を受けたとき		医療費の一部を給付します。自己負担割合は毎年8月1日にその年度の市町村民税の課税所得によって判定しています。
入院して食事代を負担したとき (入院時食事療養費・生活療養費)		自己負担額は1食460円で、1日3食までです。非課税の人は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により軽減されます。
1ヶ月に支払った自己負担額が高額になつたとき(高額療養費)		限度額を超えた分を高額療養費として払い戻します。自己負担限度額は所得区分により異なります。
死亡したとき(葬祭費)		被保険者が死亡したときは葬儀を行った人に50,000円を支給します。
その他		療養費(補装具、はり・きゅう・マッサージなど)・訪問看護療養費・移送費・高額介護合算療養費など

※給付は神奈川県後期高齢者医療広域連合で行いますが、各種申請などは町で受け付けています。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

■特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全など、厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、受療証の提示により一つの病院での1ヶ月の自己負担額が10,000円になります。

国民年金

[ページID]16051

問 保険年金課 年金担当

国民年金は、国籍を問わず日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が必ず加入することになっています。

また60歳以上65歳未満の人、20歳以上65歳未満の在外邦人、65歳に達しても年金受給権が確保できない70歳未満の人は任意で加入することができます。

▶国民年金に加入する人

- 第1号被保険者 日本国に住所を有する20歳以上60歳未満の人で、自営業者、学生などほかの公的年金に加入していない人
- 第2号被保険者 会社員、公務員など厚生年金保険の被保険者で70歳未満の人
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

▶保険料

支払い方法 口座振替、クレジットカード、納付書による支払い方法があります。支払い方法によっては割引制度があります。

▶こんなときは届け出を

こんなとき	対象	届出先	用意するもの
20歳になったとき	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	届出先に確認してください
20歳以降60歳前に会社を退職したとき	第2号被保険者だった人	保険年金課※	退職日が確認できるもの(退職証明書、雇用保険被保険者離職票など)、年金手帳または基礎年金番号通知書、マイナンバーカードまたは通知カード
収入の増加や離婚などで配偶者に扶養されなくなったとき	第3号被保険者だった人	保険年金課※	扶養喪失日が確認できるもの(資格喪失証明書など)、年金手帳または基礎年金番号通知書、マイナンバーカードまたは通知カード
配偶者が退職したとき	第1号被保険者だった人	配偶者の勤務先	届出先に確認してください
結婚、収入の減少などで配偶者に扶養されるようになったとき	第2号被保険者だった人	配偶者の勤務先	届出先に確認してください

※保険年金課で代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。

国民年金基金

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せするために、第1号被保険者の人が任意で加入する公的な個人年金です。掛金は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税が軽減されるなどのメリットがあります。さらに、将来、お受け取りになる年金も、公的年金等控除の対象となります。

また、60歳以上65歳未満の人や海外居住している人で、国民年金に任意加入している人も加入できます。詳しくは、全国国民年金基金 0120(65)4192へお問い合わせください。

税金関係

[ページID]1571

問 税務収納課 収納担当

税金関係の証明書は東分庁舎1階税務収納課窓口へ申請してください。郵送で受け取ることもできます。

申請方法 窓口に備え付けてある申請書に必要事項を記入し、窓口に提出してください。交付申請の際に運転免許証、健康保険証などで窓口に来た人の本人確認を行います。また代理人による請求は委任状が必要な場合があります。

▶主な証明書

証明書	内容	手数料
所得証明書 ①	●前年分の収入額と所得額を証明します。 ●証明書は、必要な年度の1月1日に住民登録されており、町県民税または所得税について申告している場合に発行されます。 ●納税額の記載はありません。納税証明書を請求してください。	1枚300円
課税証明書 ② 非課税証明書 ③	●前年分の所得額と今年度の課税額などを証明します。 ●証明書は、必要な年度の1月1日に住民登録されており、町県民税または所得税について申告している場合に発行されます。 ●納税額の記載はありません。納税証明書を請求してください。	1枚300円
納税証明書 ④	●町税(町県民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税等)について年度ごとの納税額などを証明します。 ●所得額の記載はありません。所得証明書、課税証明書、非課税証明書を請求してください。	1枚300円
車検用軽自動車税納税証明書 ⑤	●軽自動車の車検を受けるときに使う証明書です。 ●軽自動車税を滞納していないことを証明します。	無料
営業証明書	●町内で事業を営んでいる法人(個人)の所在地(住所)、名称(氏名)、事業内容などを証明します。	1枚300円
所在証明書	●法人の名称、町内所在地を証明します。 ●自動車所有者の所在証明として、陸運事務所(軽自動車検査協会)へ提出する証明書です。	1枚300円
固定資産評価証明書 (固定資産課税台帳登録事項証明書)	●町の固定資産課税台帳に登録されている土地・家屋の固定資産評価額などを証明します。	所有者ごとに 土地 1枚(5件まで) 300円 家屋 1枚(5件まで) 300円
固定資産算出税額証明書	●町の固定資産課税台帳に登録されている土地・家屋の固定資産評価額と税相当額などを証明します。	
家屋滅失証明書	●該当する家屋について、滅失していることを証明します。	1枚300円(5件まで) (登記に使用する場合は無料)
土地所有証明書 家屋所有証明書	●該当する土地、家屋について所有していることを証明します。	1枚300円
無資産証明書	●町の固定資産課税台帳に土地、家屋の所有者として登録されていないことを証明します。	1枚300円

*①がついている証明書は、町民窓口課でも受け取ることができます。

*次の証明書は、税務収納課では取り扱っていません。詳しくはそれぞれの問い合わせ先でご確認ください。

- 納税証明その1、その2 藤沢税務署 ☎0466(22)2141
- 普通自動車税の納税証明書・事業税の納税証明書 藤沢県税事務所 ☎0466(26)2111
- 登記事項証明書(登記簿)・公図 法務局湘南支局 ☎0466(35)4620
- 調査書(収入関係・就労関係) 福祉課 総務担当

平日窓口に来られないとき

住民票や税金関係の証明書などを次の方法で受け取ることができます。
※税金関係の証明書を本人または同一世帯の親族以外の人が申請する場合は委任状が必要です。
※交付手数料などは各担当課へお問い合わせください。

▶コンビニエンスストア等のマルチコピー機で取得する

マイナンバーカードを持参し、マルチコピー機が設置されているコンビニ等で毎日6:30~23:00(年末年始・システム休止日を除く)住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できます。

※利用者用電子証明書の暗証番号が必要です。

▶土・日曜日に受け取る

次の時間内に電話予約し、役場の日直室で交付を受けてください。

●月～木曜日 午前8時30分～午後5時

●金曜日 午前8時30分～午後3時

※印鑑登録証明書については電話予約の際に登録番号をお聞きし、交付の際に印鑑登録証を確認します。

▶郵送で受け取る

郵送で請求する場合は次のものを送付してください。

- 申請書(町ホームページに掲載されている申請書を印刷するか、便せんなどに書き写してください)
- 免許証や健康保険証など身分を確認できるもの写し
- 手数料分の定額小為替(郵便局で購入してください)
- 返信用封筒(切手を貼り、宛先を書いてください)

〒253-0196 寒川町役場

※住民票、戸籍関係は「町民窓口課」、税金関係は「税務収納課」へ。

交付できる書類	コンビニ等	土・日	郵送
住民票の写し	○	○	○
印鑑登録証明書	○	○	×
戸籍の全部事項証明(謄本)	×	×	○
戸籍の一部事項証明(抄本)	×	×	○

税務収納課	交付できる書類	コンビニ等	土・日	郵送
所得証明書 課税証明書 非課税証明書 納税証明書		×	○	○
固定資産評価証明書 固定資産算出税額証明書 家屋滅失証明書 固定資産課税台帳(名寄帳) 土地所有証明書 家屋所有証明書 無資産証明書		×	×	○

注意事項 返信用封筒で返送します。町に封書が届いてから1週間ほど時間がかかる場合もあります。所得証明書、課税証明書、非課税証明書については、年度にご注意ください。

例) 2023年度(令和5年度) (令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入)

▶土曜開庁 [ページID]1583

毎月第1・3土曜日の午前中は町民窓口課の窓口を開設し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本、税証明の交付、印鑑登録、マイナンバーカードの交付手続きなどを実行しています。

※住所の異動手続きは平日のみの取り扱いです。土曜日は受け付けできませんのでご注意ください。



神奈川電子自治体共同運営サービス

[ページID]1542 問 (申請・届け出) デジタル推進課 DX推進担当
(公共施設利用予約) 各公共施設担当課等
(電子入札) 財政課 契約検査担当

町ホームページやスマートフォン(電子入札を除く)から住民票の写しの交付申請、公共施設利用予約、電子入札などができます。公共施設利用予約、電子入札は事前登録が必要です。電子申請は、手続きにより事前登録が必要な場合があります。

▶電子申請サービス

国民健康保険の加入・脱退の申請、e-マーケティングリサーチ制度登録申請、職員採用試験の申請、自治会加入申し込み、各種イベント・講座の申し込みなどができます。

パソコンおよびスマートフォン用URL

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/143219-u/>



▶公共施設利用予約システム

町ホームページにある「公共施設利用予約システム」から町のスポーツ施設、文化施設、学校施設の予約ができます。対象の施設や利用方法については、P73を参照してください。

パソコン用URL

https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Samukawa/Web/Wg_ModeSelect.aspx



スマートフォン用URL

<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/samukawa/smartisanphone/>

▶かながわ電子入札共同システム

入札に参加するための競争入札参加資格申請の手続き、公共工事や物品の調達などの入札に関する一連の手続きを行なうことができます。

また入札予定情報や落札結果情報もシステムで閲覧することができます。

URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

申請書等ダウンロードサービス

[ページID]12

申請や届け出などに必要な書類をダウンロードすることができます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

困ったときの相談窓口

相談窓口

[ページID]4352

問 町民窓口課 相談・人権担当

- 町民相談室の相談窓口では、面談でさまざまな相談に応じています。気軽にご相談ください。
- 予約は窓口または電話で、隨時、先着順で受け付けます。
 - 同一内容の相談は原則1回に限ります。
 - 相談は無料です。相談の秘密は厳守します。
 - 相談日は祝日等で変更になる場合があります。広報さむかわのカレンダー、または町ホームページでご確認ください。

相談名	相談内容	相談員	相談日	備考
法律相談	相続・遺言・離婚・金銭貸借・労働問題等、日常生活の中の法律的問題	弁護士	毎月第1・2・3水曜日 午前10時30分～正午・ 午後1時～3時30分	予約制 (1人30分)
司法書士相談 (茅ヶ崎市役所でも相談可)	相続・贈与・売買などによる登記手続き、成年後見、遺言書の作成など	司法書士	寒川町 毎月第2金曜日 午後1時～ 4時	予約制 (1人30分)
			茅ヶ崎市 毎月第2火曜日 午後1時～ 4時	予約制 (茅ヶ崎市へ直接)
遺言書と終活の相談 (行政書士相談)	官公署に提出する書類や遺産分割協議書などの書類作成に関するもの	行政書士	毎月第3金曜日 午後1時～4時	予約制 (1人30分)
人権相談	家庭内(夫婦、親子、扶養等)や隣近所とのもめごと、いじめや体罰など	人権擁護委員	毎月第2・4火曜日 午後1時～4時 (最終受付は午後3時まで)	
行政相談	道路、年金、登記、行政機関の窓口の対応など、国の行政に対する苦情、意見、要望	行政相談委員	5・7・9・11・1・3月 (原則第4金曜日) 午後1時～3時	

広告

自動車買取 茅ヶ崎市
地域密着の自動車買取店
Kステーション
免許返納をお考えの方、使用していないお車をお持ちの方、車の処分にお困りの方、お気軽にお問合せください。各種手続き無料。
■茅ヶ崎市中島1176-20 ■TEL:0467-37-6489 ■営業時間／9:00～19:00 ■定休日／なし
代表 金子 将己

司法書士 MAP2図 B-4
ご自宅、職場へ訪問致します
司法書士 柳川事務所
●登記(相続、贈与、抵当権抹消、会社) ●裁判書類
費用概算お見積り無料 お気軽にご相談ください。
■寒川町岡田1-1-9 佐藤ビル2F ■TEL:0467-73-1173
■E-mail:spx55mn@teac.ocn.ne.jp ■Pあり(寒川駅北口P有り)
《土・日、祝日対応可》

消費生活相談

[ページID]4353

物品、インターネットや不当請求等によるトラブルや解約手続き、商品、訪問販売に関する疑問や苦情、多重債務などに関する相談に面談または電話で応じています。気軽にご相談ください。

▶寒川町消費生活相談

☎ (74) 1111

相談員 消費生活相談員

相談日時 毎週月・木曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時
(正午～午後1時を除く、受け付けは午後3時まで)

※上記相談日以外の日は、茅ヶ崎市消費生活センター、かながわ中央消費生活センターをご利用ください。

▶茅ヶ崎市消費生活センター

茅ヶ崎市役所本庁舎2階(茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1)

☎ (82) 1111

■消費生活相談

相談員 消費生活相談員

相談日時 毎週月～金曜日
午前9時30分～午後4時(祝日を除く)

■多重債務法律相談

相談員 弁護士

相談日時 每月第2月曜日・第4金曜日
午後1時15分～4時15分(予約制・事前に消費生活相談を受ける必要があります)

▶かながわ中央消費生活センター

☎ 045(311) 0999

寒川町消費生活相談、茅ヶ崎市消費生活センターの相談日以外は、かながわ中央消費生活センターをご利用ください。

相談日時 平日午前9時30分～午後5時、
土曜日午前9時30分～午後4時30分

おくやみコーナー

[ページID]12363

問 ☎ (74) 1111

町内在住者が亡くなり、ご遺族の方の役場でのお手続きについてご相談ください。事前予約が必要です。なお、予約をいただいてから手続き内容の確認を事前に行いますので、1週間程度後のご利用となります。

相談日時 毎週月～金曜日 午前9時から、午後2時から

各種教育関係の相談

[ページID]1970 国 教育研究室 ☎ (73) 4639 FAX(73) 4649
または学校教育課 学事指導担当

■心理士による教育相談

さまざまな不安や課題を抱える児童・生徒・保護者・先生からの相談を受け付けています。

相談日時 週1回

■巡回相談員による相談

家庭環境、社会環境への対応も含めて、児童・生徒・保護者・先生からの相談を受け付けています。

相談日時 週1回

■訪問相談指導員による相談

不登校児童・生徒への支援として、保護者の希望に応じて、家庭への訪問相談を行なっています。

相談日時 週1回

■学生相談員による相談

不登校児童・生徒への支援として相談指導教室にて学習面や生活面での援助を行なっています。

相談日時 週1回

■指導主事等による教育相談・いじめ相談・就学相談

月～金曜日 午前9時30分～午後5時

■教育相談・いじめ相談

いじめ、不登校、非行のほか、学校生活および家庭生活での不安などの相談を受け付けています。

相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

■相談指導教室による相談

不登校についての相談のほか、通室による指導も行なっています。

相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

■就学相談

障がいのある就学前や在学中のお子さんの就学についての相談を受け付けています。

相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

■ことばの教室による教育相談

ことばの発達の遅れやコミュニケーションが取りづらいお子さんの相談を受け付けています。

相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時で指導のない時間帯

広告

葬儀・法事 MAP2図 B-4
家族葬から人数に合わせて幅広く対応
湘和会堂 寒川
「家族葬」から「一般葬」まで幅広く対応する2つの式場を
フロア貸切でご利用いただけます。お式までのご安置も承ります。
■寒川町岡田1-1-9 「寒川駅」北口より徒歩1分
■TEL:0467-75-0030 ■FAX:0467-75-8006
■受付時間／365日24時間。フリーダイヤル:0120-24-8130
公式HPがございます。「寒川葬儀」で検索下さい。
Pあり(9台)